

まつくり院長通信

骨ドックの受付を開始しました！
ご希望のかたは看護師にお声がけください！

今週の花・言・葉

＊綿

崇高

＊カーネーション

無垢で深い愛

＊野バラ

素朴な愛



松田院長からあなたへ 耳より情報！！

◆健康食品の新常識 その2 機能性表示食品は国の審査不要

■特定保健用食品（トクホ）

トクホは、国が安全性と有効性を個別の製品ごとに審査したもので、健康の維持増進に役立つことが科学的根拠に基づいて認められる場合に、「お腹の調子を整える」「脂肪の吸収をおだやかにする」など、**限られた範囲で保険機能の表示が認められています**。ただし、企業が最終製品を用いて臨床試験を行い、安全性・有効性を検証するため、開発費用が何億円もかかるうえ、申請してから許可されるまでに2～3年要するため、容易に参入できません。

■機能性表示食品

トクホと同様、国から保険機能の表示が認められ、トクホにはなかった生鮮食品も対象になっています。中でも最大の違いは、**安全性や有効性について国の審査を必要としない**ことです。科学的根拠に関しては、臨床試験を行わなくても論文があれば60日後には販売でき、コストも時間もハードルはかなり低くなりました。

★院長よりメッセージ

機能性表示食品制度は国の審査を受けず企業の判断に任されるため、**科学的根拠に乏しいものが市場に出回る可能性が指摘**されています。活字に踊らされないようにしたいものです（^^）